

発議案第3号

平成30年3月23日

市原市議会議長 菊岡多鶴子 様

提出者	市原市議会議員	保坂好則	⑩
賛成者	市原市議会議員	菊地洋己	⑩
	同	塚本利政	⑩
	同	二田口雄	⑩
	同	宮国克明	⑩
	同	永野喜光	⑩
	同	加藤和夫	⑩
	同	小沢美佳	⑩

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

- 1 市原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

市原市議会委員会条例の一部を改正する条例

市原市議会委員会条例（昭和42年市原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ケを同号サとし、同号エからクまでを同号カからコまでとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 資産経営部の所管に属する事項

オ スポーツ国際交流部に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の市原市議会委員会条例の規定に基づいて各常任委員会に付議されている議会閉会中の継続審査（調査）事件は、改正後の市原市議会委員会条例の規定に基づいて当該所管常任委員会にそれぞれ承継されたものとみなす。

理 由

市原市行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の整合性を図るため、改正しようとするものである。